

定 款

特定非営利活動法人 絆

特定非営利活動法人 絆 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人絆という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大分県大分市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高齢者や青少年、児童に対して、福祉・保健の推進並びに生涯教育の向上に関する事業と、医食同源の見地から農水産振興による地産地消運動の推進事業を行い、住民福祉の充実に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 経済活動の活性化を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 地産地消運動の推進
- ② 各地の食文化の継承と普及を図る事業
- ③ 高齢者の福祉に関する課題や要望に関する事業（よろず相談）
- ④ 高齢者と青少年との交流を図り互いの理解を深める事業
- ⑤ 介護保険法による指定居宅介護支援事業（ケアプラン作成）
- ⑥ 介護保険法による指定訪問介護事業（ホームヘルプ）
- ⑦ 介護保険法による指定通所介護事業（デイサービス）
- ⑧ 家事援助及び介護介助等の事業
- ⑨ グループホーム・グループリビングに関する事業
- ⑩ ⑤⑥⑦⑧⑨に於いて介護保険法改正に伴う地域密着型介護サービスの内、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護。

同じく地域密着型介護予防サービスの内、介護予防認知症対応型通所介護
介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護。
同じく介護予防サービスの内、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、同じく
総合事業「介護保険法に基づく介護予防訪問介護および第1号訪問事業」「介護保
険法に基づく介護予防通所介護および第1号通所事業」

- ⑪ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
 - ⑫ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業
 - ⑬ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく移動支援事業
 - ⑭ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターを運営する事業
 - ⑮ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームを運営する事業
 - ⑯ 宅老所事業、送迎サービス事業、配食サービス事業
 - ⑰ 行政の福祉事業等に関する受託業務
 - ⑱ 障害児通所支援事業
 - ⑲ その他上記に付帯する全ての事業
- (2) その他の事業
- ①農作物の販売事業
 - ②農水産物加工食品販売
 - ③その他物品販売

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の1種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

本会の目的に賛同し会費を納入し、定款を遵守すること。

- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して一年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第12条 削除

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条

この法人に次の役員を置く。

- ①理事 ……3人以上5人以内

②監事 …………… 1人

- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条

理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した理事がその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還をする短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条

通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条

総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条

総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条

理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条

理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときはその日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条

理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条

各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第46条 削除

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

- 第52条 (1) この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- ①総会の決議
 - ②目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - ③正会員の欠亡
 - ④合併
 - ⑤破産
 - ⑥所轄庁による設立の認証の取り消し
- (2) 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- (3) 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

- 第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、社会福祉法人 大分市社会福祉協議会に譲渡するものとする。

(合併)

- 第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

- 第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、この法人のホームページ上においても掲載するものとする。

第10章 雑則

(細則)

- 第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	森 一 喜
副理事長	安藤知敬
理 事	岩 坂 明
監 事	武広久幸
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から17年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から16年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

①入会金	1 0 0 0 円
②年会費	3 0 0 0 円

「付帯事項」

追記 平成18年5月28日第4回社員総会において役員を追加・改選を決議決定し、次に掲げる者を6月15日をもって役員とする。

辞任理事 安藤知啓	新任理事 船越隆貴
辞任理事 岩坂 明	新任理事 岩丸啓次
理事長 森 一喜	
理 事 船越隆貴	
理 事 岩丸啓次	
理 事 後藤建夫	
監 事 武廣久幸	

「付帯事項」

追記 理事 岩丸啓次氏病死のため平成18年8月6日臨時社員総会を開催。

平成18年8月6日第5回臨時総会において次に掲げるものを役員とする。

辞任理事氏名 岩丸啓次 大分市大字関園1024番地の1
新任理事氏名 西村憲治 大分県佐伯市大字海崎3569番地1
就任期間 平成18年8月7日～平成20年6月15日

「付帯事項」

追記 平成22年4月17日第12回社員総会において次に掲げるものを役員とする。

辞任理事 船越隆貴 大分県佐伯市中ノ島2丁目2番47号
辞任理事 西村憲治 大分県佐伯市大字海崎3569番地1
新任理事 吉田哲男 大分市花園1355番地の2
(リバーサイド花園85-509)
新任理事名 淵野 稔 大分市大字森町508番地の1

「付帯事項」

追記 平成24年4月改正特定非営利活動促進法登記令により理事の代表権の範囲又は制限に関する定めにより平成24年6月10日の社員総会において理事の重任と責任役員を理事長1名とする。

又、責任役員には 森 一喜 が就任した。

追記 定款変更 平成25年3月6日より第5条の(1)特定非営利活動に係る事業に㊸障害児通所支援事業を追加し、定款を変更することを確約します。

平成25年3月6日

代表者職名 理事長

氏名 森 一喜 ㊸

追記 平成28年3月27日社員総会において次に掲げる者を役員とする。

3月31日付け

辞任理事 淵野 稔 大分市大字森町508番地1
辞任理事 吉田 哲男 大分市大字古国府1355番地の2
辞任監事 武廣 久幸 大分市大字田尻1450番地8

4月1日付け 就任期間 平成28年4月1日～平成29年3月31日

新任理事 船越 隆貴 大分県佐伯市中の島2丁目2番47号
新任理事 安藤 由佳里 大分市王子町1番24号
新任監事 田河 清一 大分市大字小池原1740番地11

4月1日付け 就任期間 平成28年4月1日～平成29年3月31日

新任理事 船越 隆貴 大分県佐伯市中の島2丁目2番47号

新任理事 安藤 由佳里 大分市王子町1番24号

新任監事 田河 清一 大分市大字小池原1740番地11

追記 定款変更 平成29年1月30日社員総会において

第5条の(1) 特定非営活動に係る事業に介護予防訪問介護。

介護予防通所介護同じく総合事業「介護保険法に基づく介護予防訪問介護および第1号訪問事業」「介護保険法に基づく介護予防通所介護および第1号通所事業」を追加し定款を変更することを確約します。

平成29年2月3日

代表者職名 理事長

氏名 森 一喜

追記 H29年4月1日付け

役員全員重任とする。

期間 H29年4月1日～H31年3月31日

追記 定款変更 平成29年12月20日社員総会において特定非営利活動促進法改正の為、追記変更する。

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、この法人のホームページ上においても掲載するものとする。

附則

この定款は平成30年10月1日から施行する。